

平成31年1月21日

会 員 様

(公社) 秋田県トラック協会

国土交通省作成「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」について

今般、全日本トラック協会より、「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」が下記のとおり届きました。

こちらは、荷主・運送事業者双方の共通理解を促すために取りまとめられました。

会員の皆様におかれましては下記 URL の内容をご確認いただき、積極的にご利用いただければと思います。

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000041.html)

---

事務連絡  
平成31年1月10日

都道府県トラック協会  
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
常務理事 松崎 宏則

## 国土交通省作成「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」について

平素は、当協会の業務運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、平成28年7月に学識経験者、トラック運送事業者・荷主等の関係者及び関係省庁から構成される「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置し、トラック運送事業者が適正な水準の運賃・料金を収受できる環境を整えるための議論を行ってきたところですが、今般、法令を遵守しつつトラック運送機能の持続的確保を図る上で一定のコストが必要となること等について、荷主・運送事業者双方の共通理解を促すために、添付のとおり標記のガイドラインが取りまとめられ、公表されましたので、お知らせいたします。

つきましては、掲載URLを下記のとおりご案内いたしますので、貴協会傘下会員事業者への周知をお願い申し上げます。

### (ご参考)

○本ガイドラインは下記URLからご覧いただくことが可能です。

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000041.html)

### ◇お問い合わせ先

全日本トラック協会企画部 星野・小川・本間・深田  
電話：03-3354-1037、FAX：03-3354-1019

